**令和２年４月　　真鶴町教育委員会定例会要旨　　会議録**

期　　　間：　　　　令和２年４月27日（月）　　　午後２時00分より

場　　　所：　　　　真鶴町民センター　３階　講堂

出　席　者：　　　　牧岡努教育長、瀧本朝光委員（教育長職務代理者）、

草柳栄子委員、佐々木美穂委員、松野司委員

　　　　　　　　　　岩本幹彦教育課長、山田譲生涯学習担当課長

　　　　　　　　　　書記：小野真人主幹兼学校教育係長、秋澤勝太主事

欠　席　者：　　　　なし

傍　聴　者：　　　　なし

議事

１　開会

　　　教育長あいさつ

２　教育長の報告

1. 学校教育に係る部分について

・園・学校の様子に関すること

・児童生徒指導に関すること

・学校の安全に関すること

・その他

（２）生涯学習に係る部分について

・スポーツ・文化事業に関すること

・青少年育成に関すること

・文化施設に関すること

・その他

３　協議事項

(１)真鶴町立学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

担当課長：　　　資料１になります。１枚めくっていただいて、新旧対照表で説明したいと思います。町立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する新旧対照表になります。学校、町立学校の体育施設の開放というのは、まなづる小の体育館、真鶴中の体育館、真鶴中のグラウンド、真鶴中のテニスコート、これを学校の休業日に貸し出すという規則でございます。新旧対照表の左側が改正後、右が改正前になります。ここで一番大事なところが、第５条の改正になります。右側改正前ですと、まず団体登録という行為が必要になります。学校開放の許可を受けるには、団体登録を受けることができるのは町内に居住する、もしくは勤務先を有するものが10人以上で組織したスポーツまたはレクレーション活動を目的とした団体とするというのが、古い規定でございましたが、実際、団体登録の中に、古い右側の基準、つまり、町内在勤・在住者が10人いない団体も出てきました。これを改正するために左側ですが、真鶴町内に居住し、勤務先を有する者が、全体の４分の１以上を占める団体という改正を行うものです。メンバーの構成率をもって、団体の登録及び使用の許可を図ろうという改正でございます。以上です。

教育長：　　　今の説明について、ご質問・ご意見一括して伺います。いかがでしょうか。はい、お願いします。

委員：　　　現在、団体登録をされている団体は何組ありますか。

担当課長：　　　確認し後程報告します。

委員：　　　じゃあまた後程お願いします。

教育長：　　　これは後程、確認をして報告をしてください。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、真鶴町立学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご承認いただける方は挙手をお願いします。

全委員：　　　（全員挙手）

教育長：　　　全員賛成です。次、２番真鶴町立遠藤貝類博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局お願いいます。

(２)真鶴町立遠藤貝類博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

担当課長：　　　続きまして、協議事項２の資料になります。これも規則の改正ですので、１枚めくっていただいて、新旧対照表で説明させていただきます。真鶴町立遠藤貝類博物館条例の施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表です。第１条から第３条は、変更はありません。第４条になります。右側の古いほうを見ていただきますと、開館時間は原則午前９時半から午後４時半までとし、閉館時間の30分前までに入館することを要するという規定で、あったものを、左側、開館時間は原則午前10時から午後４時30分までとし、閉館の時間は変わりませんが、開館の時間を30分繰下げる改正でございます。理由といたしましては、ケープ真鶴が、指定管理者の指定を受けておりまして、営業上、10時から、開きますという運営方針ですので、これに合わせたいと思っております。実際、９時半からの時に、お土産場を通って２階に上がるルートか、通用口大きい入口の右側に職員の通用口があるんですけれども、そこから入って２階に上がるルート、このルートの２つ、ご案内してましたけれども、実際もう、使う方がいらっしゃらない、というところで、下の１階のケープ真鶴の部分と同じ時間にしましょうということでございます。以上です。

教育長：　　　ただいまの説明について、ご質問、ご意見ありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。では、真鶴町立遠藤貝類博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、お認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員：　　（全員挙手）

教育長：　　　全員賛成です。３番目、青少年育成連絡会事業計画(案)及び予算(案)について事務局お願いします。

(３)青少年育成連絡会事業計画(案)及び予算(案)について

担当課長：　　　協議事項３の資料になります。令和２年度真鶴町青少年育成連絡会事業計画(案)についてでございます。まず、第一回青少年育成連絡会、令和２年６月開催予定です。事業内容は、令和元年度の報告及び会計報告、令和２年度事業計画案及び予算案について、１つ目として、各学校での児童・生徒の状況及び各団体の活動状況についての協議を議題とする予定でございます。

２つ目が、教育講演会これが未定となっております。対象者が青少年とその保護者です。一番右、真鶴教育月間において、学校・地域・家庭の連携を目指し、講演会を実施すると書いてありますが、現在のコロナの状況を鑑みますと、実施未定とあります通り、現在延期または中止という考えであります。

３つ目、青少年愛護パトロールです。実施日が夏季休暇中の火曜日と木曜日、対象者は育成会構成団体の代表。で一番右、夏季休暇中の青少年の安全確認のため、町内巡視と啓発活動を実施するものです。PTA、民生児童委員、青少年指導員、交通安全係の育成会構成団体で、パト車という、パトロールカーに乗って町内を巡視するというものです。

次は、真鶴ふるさとクルージング令和２年の11月就学前幼児、就学前の児童を対象に遊覧船に乗り、海上から町内小学校を眺め、郷土愛を育むということで、翌年度新小１になる子らを、幼稚園も保育園２園も交えて一緒に、楽しむというか、お互いにこう、船から町を眺めて、郷土愛を育むという企画でございます。

５つ目、ふれあいの集いが令和２年の12月５日、中学生を中心に地域の住民の方々を対象とします。中学１～２年生が、まあ３年生が、受験ですので、中学１～２年生が、模擬店の開催を通じ、地域の異世代の人々との交流を図るもの、また、体験活動の対価として、売上金の一部を福祉団体に寄付することにより、社会との関わりを理解いたします。というものでございます。

その下、子どもおもしろ体験隊、令和２年９月～令和３年１月、年４回開催の予定です。小学校４年生～中学生とその保護者を対象に学校週５日制に対応した事業で身近な家庭生活に関する体験活動をして、自ら、考え、行動し、学ぶ機会を提供し、子どもたちの健全な育成を図るという企画でございます。

続きまして冬季青少年愛護パトロール、冬季期間中の月水金、青少年育成会構成団体の代表者、先ほど夏の方をご案内しましたが、それと同様のことを、冬休みに実施するものです。

その下、第２回青少年育成連絡会、年明けて令和３年の２月です。令和２年度の中間報告、令和３年度事業計画代案について、各学校での児童・生徒の状況及び各団体の活動状況について議題とする予定でございます。

一番下です。青少年情報紙「若いつる」を令和３年３月発行予定が１回です。全町民に向け、青少年への事業等の情報提供と、健全育成の啓発のための情報誌の発行をしようというものです。

次のページが令和２年度の真鶴町青少年育成連絡会予算(案)になります。先ほどのご案内した事業等を運営するための予算をこのように、計上しております。はい、続きまして、裏面の歳出になります。この計画案、予算案について、ご審議のほどよろしくお願いします。

教育長：　　　　ではまず、事業計画案について、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

課長：　　　　補足説明よろしいでしょうか。今、担当課長の方から、お話があった子どもおもしろ体験隊なんですが、例年５月にですね、開成町に田植え体験等行っております。それについては、４月の段階で開成町の方と相談しまして、田植え体験はコロナの影響で中止と、それに伴って、やっぱり、刈入れだけというわけにもいかないですので、秋の刈入れも中止ということを計画しております。

教育長：　　　　はい、事業計画案について、ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

課長：　　　　もう一点。海の日に実施しておりました。サイトシーイング真鶴、こちらの方もコロナの影響を考えて中止ということになっております。

教育長：　　　　この事業計画案では、どこに位置付けられるんですか。

課長：　　　　事業計画の方は中止にしたので、案もすでに載せておりません。支出の方を見ていただくと、サイトシーイング真鶴もですね、本年度の予算案は０となっております。これはもうこの時点で、事業をやらないということで決定したものでございます。

教育長：　　　　では、事業計画案に載っていなくて、中止したものは、海と山の子どもの交流会と、サイトシーイング真鶴の２つということでよろしいですか。

課長：　　　　はい。

委員：　　　　はい。予算案のところで、見るとですね、分担金及び負担金が全部ないような状況なんですが、これも、その事業の中止等によってないということですか。

課長：　　　　そうです。分担金及び負担金につきましては、ほとんどが、海と山の子どもたちの交流会の関係ですので、それが中止になりましたので、なしということでございます。

担当課長：　　　はい。分担金とは、参加者からいただくお金でございますので、当然０ということになっております。

教育長：　　　　よろしいでしょうか。事業計画含めて、予算案を含めてですね、ご質問・ご意見をお願いします。よろしいでしょうか。では、青少年育成連絡会事業計画及び事業計画案及び予算案について、お認めをいただける方は挙手をお願いします。

全委員：　　　（全員挙手）

教育長：　　　　全員賛成です。案の字を消してください。４番、ここで担当課長は退席を、先ほどの対応だけは確認して、後程お願いします。では協議事項４番、真鶴町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の規則の制定について事務局お願いします。

(４)真鶴町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の規則の制定について

係長：　　　　はい、よろしくお願いします。資料４の新旧対照表をご覧ください。右側の欄が旧改正前、左側が新改正後になります。下線部分が今回の改正箇所となります。

第６条です。右側の改正前ですが、教育委員会は必要と認めるときは、事務局に設けられた課に副課長、主幹、技幹、副主幹、副技幹、主査、主任主事、主任技師及び教育主事を置くことができる。と規定されています。が、左側の改正後ですが、副課長の前に、担当課長、専任課長を新たに追加するものとなります。４月の人事異動によりまして、生涯学習担当課長及び学校教育専任課長を配置したことに伴う、改定です。また、第２項の、第３項では、それぞれの職務を規定しています。なお４項以降は、項番号が２個ずつずれています。改正後の規則の施行日は、公布の日から、施行し、人事異動日に合わせて、令和２年度４月１日からの適用となります。説明は以上です。

教育長：　　　　説明について、ご質問、ご意見ありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。では真鶴町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、お認めをいただける方は挙手をお願いします。

全委員：　　　（全員挙手）

教育長：　　　全員賛成です。以上をもちまして、協議事項を終わります。では、真鶴町教育委員会４月定例会を終わりにします。ありがとうございました。